

いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例の質問への回答（その1）
（令和2年7月16日作成、同年9月9日及び令和3年1月20日一部変更）

ご照会のあった事項について、まとめてお示ししますので、ご参照ください。

ただし、ホームページに掲載した規定に記載している事項についての質問には回答しませんので、その記載を確認してください。また、時限的特例が適用になるか否かは、規定に合致するか否かですので、個々の事例を挙げての照会には回答しません。

1. 従来認められていた研修会と今回の特例との違いは何か。

いわゆる座学による研修会（集合研修）は、ある場所（会場）に集合して、その場で講義を受講するものであり、その場には研修会の開催スタッフがいて、受講者本人確認を含む受講受付、研修会の進行、講師との応対、受講時間管理、研修受講シールの交付などの研修会業務を行うものです。これらの要素を満たすものは、1会場ごとに集合研修としての開催申請を行うことができます（ただし、開催が認められるかどうかは審査結果によります）。また、受講者が集合している会場で講師の講義（録画したものは除く。）をウェブ会議ツールを用いて放映するものも、これらの要素を満たすものとします。

今回の特例は、ある場所に集合せず、自宅等においてウェブ会議ツールを使用して、現に他の場所で講義が行われているものを受講するものです。いわゆる座学による研修会（集合研修）であれば、受講したことは開催スタッフによって管理され、証明されますが、この場合は証明する者が存在しないため、規定の方式をとることによってその代替とするものです。

~~2. 混合型や他の方式によるものは認められないのか。~~

~~方式を規定しており、それ以外の方式は認められません。また、方式に関して混合型も認められません。ただし、ウェブ会議ツールを使用する方式と通常の方式（いわゆる座学による研修会（集合研修））との併用は認められます。なお、ウェブ会議ツールを使用する場合、講義の一部であっても録画したものを使用することはできません。~~

時限的特例の質問への回答（その4）の1をご覧ください。

3. 利用するウェブ会議ツールの種類に制限はあるのか。

通常利用されているものであれば、制限はありません。また、研修会ごとに異なるウェブ会議ツールを利用することもできます（特例適用願に記載していないものは利用できないので、利用するものを全部記載すること）。ただし、ウェブ会議ツールであるかどうかが明確でないものは、認められません。

4. キーワードはどのように考えて設定すれば良いか。また、記録の内容はどのようなものになるか。

キーワードは、どのような文言でも支障ありません。2年間保存すべきキーワードに関する記録は、提示したキーワード、受講者個々からキーワードが提出されたことを示すも

の、合致していることを示すものなどからなります。

5. 研修受講シールの交付方法はどのように考えたら良いか。

郵送又は宅配業者の利用が一般的と考えます。その際、受領確認の有無は、未着の申し出に対して再発行しないということを考慮して、研修実施機関ごとに判断してください。また、手渡しによることは、ウェブ会議ツールを使用することと矛盾するため、認められません。

6. ウェブ会議ツールの利用に習熟した者は、なぜ必要なのか。

利用に支障がないことと責任の所在を明確にするため、実施機関としてウェブ会議ツールの利用に習熟した者がいることを示すもので、役員又は正規職員であることを要します。この習熟した者は、研修会において不具合等が生じた場合、迅速に対応できるようにしておく必要があります。

7. 特例適用願は、研修会ごとに提出するのか。

特例適用願は研修実施機関ごとに提出するものです。記載内容に変更が生じる場合は、新たな内容で再提出してください。その変更事項は、新たな特例適用願の受理番号が通知された後から実施可能です。

~~8. 特例適用願を提出してから受理番号の通知までは、どのくらいの日数がかかるのか。~~

~~特例適用願が到着した順に処理しますが、受付が始まった段階であり、所要期間は現時点では不明です。時限的特例の質問への回答（その3）の1をご覧ください。~~

9. 特例適用願を提出したが、返信用封筒を入れ忘れた。どのようにしたら良いか。

返信用封筒とともに、特例適用願を再度提出してください。

10. 現在開催を承認された研修会（通常の集合研修）がある。これをウェブ会議ツールを利用したものに変更することはできるか。

特例適用願の受理番号を受け取った時点で、開催日までに2週間以上あるものは変更申請を受け付けます（ただし、実施の可否は審査結果によります）。なお、変更申請の受付期限は、開催日の2週間前までとします。

11. 受理番号を記載しなかった開催申請はどうなるのか。

受理番号を記載せずに、ウェブ会議ツールを利用した研修会の開催申請（変更申請を含む。）を行った場合、非承認になります。この場合、審査申請料は返却・流用をしません。

12. あらかじめ申込みを受け付けた受講者の氏名は提出する必要があるか。

当財団に提出する受講者名簿等は、平成31年4月25日日薬研発第30号「研修会受講者名簿の整備及びその提出並びに研修受講シールの管理について」によってください。